

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成29年4月7日認可した。

平成29年4月21日

香川県知事 浜田恵造

土地改良区分名	土地改良事業名
高松市古高松土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）唐池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）長尾池1号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）小山池地区
高松市前田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）堂々池地区
高松市東植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）惣天満地区
立満池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）宮西地区